

0～2歳(3号認定 保育部門) 月額利用者負担

階層区分	階層区分		保育標準時間 (11時間保育)	保育短時間 (8時間保育)
	年収(参考)	市町村民税額控除前所得割額		
A		生活保護法による被保護世帯又は教育・保育給付認定保護者が里親である場合	0円	0円
B	～260万円	非課税世帯	8,000円	8,000円
C	～330万円	所得割非課税世帯 (均等割のみ課税世帯)	17,000円	16,800円
D1		48,600円未満	19,000円	18,700円
D2	～470万円	48,600円以上	23,000円	22,700円
		59,000円未満		
D3		59,000円以上	26,000円	25,600円
		79,000円未満		
D4	79,000円以上	30,000円	29,500円	
	97,000円未満			
D5	～640万円	97,000円以上	37,000円	36,400円
		115,000円未満		
D6		115,000円以上	40,000円	39,400円
		133,000円未満		
D7		133,000円以上	42,000円	41,300円
		148,000円未満		
D8	148,000円以上	44,000円	43,300円	
	169,000円未満			
D9	～930万円	169,000円以上	52,000円	51,200円
		235,000円未満		
D10		235,000円以上	55,000円	54,100円
	301,000円未満			
D11	～1,130万円	301,000円以上	57,000円	56,100円
		397,000円未満		
D12	1,130万円～	397,000円以上	73,000円	71,800円

※4月1日時点の年齢で決定します。年度途中で誕生日を迎えても変更はありません。

※生計の中心である保護者(父母)の合算所得が103万円以下の場合、同居する祖父母の税額が算定対象に含まれる場合があります(別世帯で同一住所の場合も含む)。

※同一世帯から2人以上が保育所、幼稚園に入所し、2人目以降が市内の認可保育施設を利用する場合は、上記保育料が半額となります(3人目以降無料)。

※市町村民税非課税世帯は、保育料が無料となります。